#### 「東京都環境基本計画のあり方について(中間のまとめ)」 に対する都民意見募集結果について

資料1

#### 【意見提出状況】

意見提出者 9個人及び10団体

意 見 数 136件

			対	応 別 意	見数	
	項  目	<b>→</b> 1	1	2	3	4
		計	意見の趣旨 は記載済	記載を変更	都が参考に すべきもの	その他
全体	· I ~IV 東京都環境基本計画の改定に向けて	9	3	3	_	3
V 抗	画策のあり方について	126	23	17	52	34
V	-1 スマートエネルギー都市の実現 -	89	13	7	44	25
	1 省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進	60	12	6	31	11
	2 再生可能エネルギーの導入拡大	24	1	_	13	10
	3 水素社会実現に向けた取組	5	_	1	_	4
V ·		22	3	10	7	2
	1 「持続可能な資源利用」の推進	19	2	8	7	2
	2 静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進	3	1	2	_	_
V-	-3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承	3	2	_	_	1
	1 生物多様性の保全・緑の創出	2	1	_	_	1
	2 生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大	1	1	_	_	_
V-	-4 快適な大気環境、良質な土壌と水環境の確保	8	2	_	1	5
	1 大気環境等の更なる向上	7	2	_	_	5
	3 水環境・熱環境の向上	1	_	_	1	_
V-	-5 環境施策の横断的・総合的な取組	4	3	_	_	1
VI 琪	環境の確保に関する配慮の指針	1	_	_	_	1
	合 計	136	26	20	52	38

意見の概要	対応案	対応
全体・「Ⅱ 新たな計画の位置づけとこれまでの取組・成果		
都は目標設定を行い、手法については都門や民間事業者に広く自由度を持たせ新 たなアイデアを引き出すことが重要ではないか	P73に記載のとおり、都民や事業者など多様な主体との連携や協働により、取組を推進していく必要があると考えます。	1
現行計画で示した目標の多くが達成あるいは達成可能な状態とあるが、甘いと言わざるを得ない。目標を数値だけで捉える評価では一面的なものもあり、現状と改善あるいは悪化の要因分析を行い、対策強化とそれを担保するための政策を挙げて議論することが不可欠である。(同趣旨の意見を含め合計2件)		② P22
「IV 東京が目指す将来像」についての意見		
政策の柱はスローガンにとどまっている。代表的な政策を列記し、各論のところで詳し く述べるべき	. 政策の柱は、各個別施策を検討していくうえでの基本的な考え方 を述べています。	4
「東京都長期ビジョン」で示す世界の大都市との競争や史上最高のオリパラ実現を所与の前提とするのではなく、持続可能な発展と世界一の環境先進都市を前提とした 経済活動やイベントの条件を規定する必要がある。	「東京都長期ビジョン」は都の将来像や施策の展開について示している長期計画であり、当審議会においてもそれを踏まえながら議論を実施しています。	4
世界一の環境先進都市を目指すのであれば、単に快適に感じるとかなどの水準をあいまいにするものではない。	「世界一の環境先進都市」の実現に向けて議論し、具体的な目標 の設定を提言します。	② P40 ほか
かつての公害防止条例や環境確保条例は環境権を規定しており、都民等は破壊を 行ってその権利を侵してはならない。都はそれを保障する義務を負い果たすために あらゆる手段をつくさなければならないことを明確にすべき。	環境基本計画の改定にむけては環境確保条例の規定などを前提 に議論を行っています。	1
資源やエネルギーを大量消費しながらの経済成長から、持続可能な経済発展へのシフトを考えるのであれば「経済成長と環境政策の両立」と書く必要はない。環境保全を徹底し、持続可能な経済発展を実現をすることを政策原則で明記し実行し、これに反する政策を取りやめることを明記すべき。	P18のグラフも示しているとおり、既に東京において経済成長と環境政策の両立が進んでおり、今後も持続可能な発展に向けた取組を推進していく必要がある旨を記載しています。	4
目標年次は妥当。分野によっては長期的視点で2050年目標も必要	今回の計画においては長期的視点も踏まえながら、2030年をターゲットとして、実現可能性も考慮しつつ、意欲的な目標設定に向けた提言を行っています。	1
「V-1 スマートエネルギー都市の実現」 「1 省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進」についての意見		
「これまでの主な取組」「現状と課題」について		
電気自動車充電施設への支援などこれまでの都の取組を明記した方が、より次世代 自動車の普及にはずみがつくのではないか。	ご意見を踏まえ、記載を追記いたします。(P18)	② P37
電気のCO2排出係数が震災後不連続に増加したことにより、CO2排出量が増加している状況では、事業者の省エネ努力が適切に評価されているとは言い難い状況である。現行のキャップ&トレード制度、地球温暖化対策報告書制等における度事業者の省エネ努力を適切に評価するには、電気のCO2排出係数に影響されない一次エネルギー評価に見直す必要がある。	事業者の省エネ努力を適切に評価するため、排出係数に影響されないものとして省エネルギー目標を設定すべきとしています。 個別の制度におけるCO2排出係数の扱いについては、今後都が 参考にすべきものと考えます。	3
震災と原発事故後のエネルギーを検討する前提として、原発による被害についてまず整理する必要がある。CO2削減は原発再稼働でなく再生可能エネルギーへのシフトにより進めるべきであり、火力発電の稼働増ではなく、原発事故があったからこその課題が突き付けられたことを明記した環境基本計画にすべき。(同趣旨の意見を含め合計2件)		4
エネルギーについては、各部門で総量比較するだけでなく、活動量当たりエネルギー を比較し、適切な評価を行うべきである。	エネルギーについては、各部門におけるこれまでの削減実績や将来予測される活動量の変化を踏まえ、部門別の目標を検討すべきと考えます。	4

意見の概要	対応案	対応
「あるべき姿・目標」について		
2℃目標に基づく2050年の温室効果ガス排出量40~70%削減(2010年比)は世界全体の削減であって、先進国の対策分担はより重い。IPCC第4次報告にある先進国の2050年温室効果ガス排出削減率は80~95%(1990年比)であり、東京都の削減もこれを参考にする必要がある。	温室効果ガス削減目標については、IPCC第5次評価報告書やG7サミット首脳宣言などで示された目標をさらに上回る水準を目指し、、2030年に2000年比30%削減という目標を提言いたしました。これは、国際的な視点から見ても十分意欲的である水準であり、達成に向け世界の諸都市を牽引する諸施策を推進すべきであると考えています。	1
パリ合意において示された2℃目標、1.5℃努力目標を都の目指すべきものとして明示すべき。温室効果ガスは2050年に1990年比で最低でも80%(2020年△25%以上、2030年△50%以上)削減とすべきである。 この実現のため、総量削減義務化制度の強化、断熱建築を国に先駆けて規制化、原発や石炭火力からの電気を買わない政策などを導入すべきである。都有施設では、石炭火発の電気を買っている小売業者との契約をしないことを条例化すべきである。	2℃目標や2050年までに必要な削減量を踏まえ、2000年比30%削	1
2030年の温室効果ガス削減目標は意欲的であり評価できるが、2050年目標や今世 紀末の2℃目標達成のための通過点であるという考え方を示すべきである。	- 減を目標とすべきとしています。2050年までの長期的な視点や国 目標との関連等目標設定の考え方については、基本計画策定時 において示すべきと考えます。	1
温室効果ガス及びエネルギー削減目標については、国の目標数値との関連を示すとともに、国目標と異なる水準を掲げるのであれば、その根拠を詳細に示していただきたい。		1
世界一の環境都市を目指すのであれば、2050年にエネルギー起源CO2を100%削減、温室効果ガスは95%以上の削減など、積極的な目標を立てるべきである。	今回の計画においては2030年をターゲットとして、実現可能性も考慮しつつ、意欲的な目標設定に向けた提言を行っています。	4
購入電力のCO2総量及び原単位目標を持ち、脱石炭、自然エネルギーシフトするようにすべき	いただいたご意見は、都が参考にすべきものと考えます。	3
2030年の東京のエネルギー消費削減目標を2000年比38%削減に強化するのは妥当である。 運輸部門に対する目標として、次世代車の普及台数に絞った目標は余り意味がなく、 旅客の公共交通機関へのシフト、貨物のモーダルシフト目標がより優先されるべき ガスを用いた業務用コジェネは「つなぎ」の省エネ技術ではあるが、そろそろ化石燃料 使用自体をフェーズアウトしていくべき	いただいたご意見は、今後都が参考にすべきものと考えます。	3
あらゆる施策を総動員して省エネ対策を進めるにあたっては、環境配慮行動を促す 仕組みの構築が必要であり、特に家庭部門への一歩踏み込んだアプローチが重要 である。その前提として、省エネルギー目標について、部門ごとの役割や責任を踏ま えるという考え方が重要であり、説得力ある部門別の削減目標の設定が必要。 (同趣旨の意見を含め合計2件)	部門別目標の設定については、最終答申に向け、議論を進めて いく予定です。	② p40, 41
エネルギー自給率の目標を設定すべき。持続可能なまちづくりを目指すためには、遠隔地からの送電に頼るのではなく、小口分散型エネルギー供給システムの構築を進めていくべき。	自立分散型エネルギーの普及は今後重視すべき施策として位置付けており、CGSの導入や、都内での太陽光発電導入について目標設定するよう、提言していく予定です。	1
「あるべき姿」について、展望されている内容は保守的である。将来の100%自然エネルギー化、建築はゼロエミッションビル化などもっと踏み込むべき。	「あるべき姿」については、具体的な数値は示さずに中長期的な姿 を展望しています。ご意見は今後の議論の参考にさせていただき ます。	3
EV、PHVの台数目標も設定し具対策を検討すべきではないか。特にEVは省エネの 観点から先鋭的な目標設定をすべき。	EV・PHVなどの次世代自動車や低公害・低燃費車の普及拡大に 資する目標については、最終答申に向け、議論を進めていく予定 です。	② P41
省エネと防災力向上を同時達成する方法として、CGSの記載があるが、非常用発電機と高効率熱源機の組み合わせも一つの手法として誘導すべきではないか	いただいたご意見は、都が参考にすべきものと考えます。	3
温室効果ガスの削減や誘導策の具体的検討にあたっては、早期の段階からビル オーナーやテナントの意見も聴きながら検討頂きたい。	P73に記載のとおり、都民や事業者など多様な主体との連携や協働により、取組を推進していく必要があると考えます。	1
都市活動の制限やコストアップにならないように配慮してほしい	ご意見のとおり、事業活動との両立にも配慮しながら、必要となる 対策を進めていく必要があると考えます。	4

意見の概要	対応案	対応
CO2削減目標は政策目標としては理解できるが、電気のCO2排出原単位の変化は対処できないため、利用者側へのCO2削減を義務としないよう願いたい。	需要者側の省エネの取組には電気のCO2排出原単位の変化が 影響しないよう、これまでも制度を運用しており、今後も引き続きそ うした扱いが必要なものと考えます。	
「(1)大規模・中小規模事業所における対策」について		
2020年以降もキャップ&トレード制度が継続する場合は、これまで努力してきた産業部門を制度の適用外にすべきである。都は今後、排出割合が多くかつCO2が下がっていない業務、家庭対策に注力すべきである。 (同趣旨の意見を含め合計2件)	ー いただいたご意見は、都が参考にすべきものと考えます。	3
キャップ&トレード制度は事業者にとって運用面の課題が多いので、実態を把握し適切な運用改善を図ってほしい		3
キャップ&トレード制度は評価できる。第2期の目標も意欲的に立て、第3期以降の目標も早期に高い目標を掲げ投資を促すべき。対象事業所の拡大も検討したらどうか		3
キャップ&トレード制度の次期は一律削減でなく、排出枠を「トップランナー事業所」の原単位にあわせ配分するなど、全事業所がトップ効率を目指すよう誘導する制度に引き上げるべき		3
中小企業の取組推進に向け、「自主的な取組の継続した支援」や「限られた資金力を 補う適切な支援」が必要である旨盛り込むべきである	ご指摘の考え方については、「人材面や資金面などで課題を抱える中小規模事業者に対し、一層の温室効果ガス削減に取り組める環境づくり」(P22)に盛り込まれているものと考えます。	1
取組効果が高い対策への支援だけでなく、意欲ある中小企業にも配慮した制度設計が必要である	中間のまとめにおいても、地球温暖化対策報告書制度の運用に おける取組効果の高い事業所の公表や、省エネ診断・低炭素ベン チマーク等を通じたノウハウ・情報提供など、意欲ある事業者にも 配慮した制度設計を進めていくべきとしています。	1
グリーンリースの普及、省エネラベリング制度の確立と普及に注力するとともに、都独自のインセンティブ付与も検討してほしい	まずは、都の制度であるカーボンレポートの活用を促すことで省エネラベリング制度の普及を図っていくべきと考えます。また、「ビルオーナーとテナントが協働して省エネ行動・省エネ改修に取り組めるような仕組みづくり」(P22)の中に、グリーンリースの普及についても含まれておりますが、ご指摘を踏まえ、改めて記載を追記いたします。	P42
「(2)家庭部門への対策」について		
省エネアドバイザー制度と国のエコ診断制度を連携・統合し、人材の活用をより図るべき。		3
家庭部門のエネルギーマネジメントを推進していくためには、創エネ、蓄エネ機器の 導入とあわせて、高効率な給湯器等の導入も促進していくべきではないか。		3
家庭部門では、断熱の悪い住宅等での省エネ行動には依存せず、断熱住宅と再生可能エネルギー普及、高効率機器の普及を重点にすべき。特に効率の悪い機器についてはフェーズアウト目標をもつべき	いただいたご意見は、都が参考にすべきものと考えます。	3
業務建築物や既存マンションの管理業者に対し大規模修繕の際の省エネ性能向上・ 再エネ導入検討義務を課すべきであり、都や区市町村は相談窓口等で支援すべき		3
住宅の省エネ基準適合義務付けを国の前倒しで行うべき。断熱基準の義務化にとどまらず、ゼロエミッションレベルの促進をすべきであり、再エネ導入についても、検討に終わらせず実績につながる制度とすべき。 (同趣旨の意見を含め合計2件)	国の動向を踏まえ、更なる対策を検討していく必要があります。今 後都が参考にすべきものと考えます。	
既存住宅リフォーム補助を強化し、窓口の開設など制度の活用を支援すべき。 (同趣旨の意見を含め合計2件)	ご意見のとおり、既存住宅の省エネ性能向上については今後促 進すべきものと考えますが、再なる拡大については、会後都が参	3
都は住宅の省エネ性能向上施策をもっと掲げるべきで、全戸(100%)省エネリフォームを政策とすべきである。	進すべきものと考えますが、更なる拡大については、今後都が参考にすべきものと考えます。	3

意見の概要	対応案	対応
「(3)運輸部門への対策」「(4)地域環境交通施策の推進」について		
環境性能の高い自動車への転換は事業者に経済合理性やインセンティブが働かなければ難しく、購入費の補助や税制優遇措置などの思い切った支援策の拡充が必要		1
運輸部門対策の優先順位として、第一に車に依存しない交通、第二に効率的な運輸システム、第三に自動車の燃費向上や小型化の順で対策を検討すべき (同趣旨の意見を含め合計2件)	ご意見の内容は全て重要な対策として認識しており、自転車利用の促進や物流効率化・燃費向上等、それぞれについて方向性を述べるなど、総合的に取組を提言しております。	4
都市再開発やインフラ整備等の場面においても、車に依存しないまちづくりの考え方 を基本とすべき	自動車に依存したライフスタイル・事業活動からの転換を促すことは重要であり、公共交通の利便性向上や自転車シェアリングの拡大など、広く取組を進めていく必要があると考えています。	
次世代自動車は、まず電気自動車の普及を優先し、再エネ充電インフラなどの整備を進めるべき。水素はまだ研究段階である。 (同趣旨の意見を含め合計2件)	電気自動車と燃料電池自動車については、排ガス対策とCO2削減対策のため、どちらも今後広く普及を図っていくべきであると考えます。	4
自動車の輸送分担率を増やす施策の中止(高速道路無料化等)、移動距離を長くする方向の施策(公共施設の郊外移転など)の再検討など、政策の抜本的転換が不可欠。	いただいたご意見は、都が参考にすべきものと考えます。	3
燃費の良い乗用車はハイブリッド車が代表では必ずしもなく、軽自動車や小型乗用 車へのシフトも重要である。	燃費効率の点ではご意見のとおりであり、用途に応じた選択が重要であると考えます。	3
道路建設が渋滞緩和で温暖化対策に役立つとあるが、道路建設自体が自動車交通量を増やし、大気汚染と温暖化を加速させるため、関連の記載は白紙撤回すべき。(同趣旨の意見を含め合計2件)	都内の混雑時平均旅行速度は依然として低い状況にあるため、適切な道路ネットワークの整備等により渋滞解消を促し、排ガス対策、CO2削減を進めていくことが必要です。また、公共交通機関や自転車の利用促進などにより、自動車に依存したライフスタイル・事業活動からの転換を促すことが重要と考えます。	4
「(5)都市づくりにおける低炭素化」について		
地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度の改善には賛成であり「低炭素」「快適性」「防災力」での総合評価を望む。	当方向性に賛同をいただいたものと受け止めます。いただいたご 意見は、都が参考にすべきものと考えます。	3
「都市づくりの中で建設されるオフィスやマンションなどの建築物や、大規模な再開発事業等において、計画段階からの省エネルギー対策や、分散型電源の導入等を促していくことが極めて重要である」(P25)について、都市づくりにおける低炭素化には再生可能エネルギーの導入拡大が重要であり、「等」とするのではなく、言葉を明記すべきである。	再生可能エネルギーの導入も当然検討すべき重要な要素として 認識しておりますが、ご指摘を踏まえ、「等」に含むのではなく、改 めて記載を追記いたします。	② P44
建築物環境計画書制度の対象建物の拡大をはかるべき。戸建住宅における計画書も検討すべき。(同趣旨の意見を含め合計2件)	いただいたご意見は、都が参考にすべきものと考えます。	3
今後の大規模開発においては、業務ビルではゼロエミッション化など厳しい基準を適用すべきである。また、排熱の抑制基準や出入りする車の徹底した燃費向上を条件にする必要がある。これらを都の環境影響評価制度に盛り込み厳しく評価すべきである。	既に環境影響評価制度では、温室効果ガス及びエネルギー使用 量の抑制を評価の対象としています。都は事業者に対し環境配慮 の取組が一層進むよう指導していくべきと考えます。	1
「(6)都有施設における率先行動」について		
・都有施設等では、2020年頃までに全事業所の「トップランナー化」を完了、ゼロエミッションビルなどの厳しい基準を自ら適用すべき ・都有施設のほか、所管公社や国等でも率先実行を求め、民間に対しては進捗状況 の公表、対策効果と費用対効果等を公表すべき。	いただいたご意見は、都が参考にすべきものと考えます。	3

意見の概要	対応案	対応
「(7)その他温室効果ガス対策」について		
大口事業者の管理台帳を強化・公表し、漏洩対策とノンフロン化対策を明らかにすべき。さらに今後は、漏洩分に対して炭素価格相当の課徴金を課すべき。また、漏洩対策とノンフロン化対策での優良事例公表を行うべき。		3
都有施設は管理を徹底し、フロン類の排出抑制対策の模範となり、率先してノンフロン化を実践すべき。この率先行動は都の所管公社、国や区市町村の施設にも求めるべき。(同趣旨の意見を含め合計2件)	いただいたご意見は、今後のフロンの漏えい状況及びノンフロン 機器の導入動向を注視しながら検討することが必要と考えます。	3
中小事業者には指導・支援をきめ細かく行い、ノンフロン化補助活用のインセンティブを高める工夫を行うべき。(同趣旨の意見を含め合計2件)	いただいたご意見は、フロン排出抑制法に基づく適正管理等の状況やノンフロン機器の導入動向を注視しながら検討することが必要と考えます。	3
事業者のフロン対策の取組をキャップ&トレード制度のなかで評価する制度をつくるべき。	いただいたご意見は、都が参考にすべきものと考えます。	3
「V-1 スマートエネルギー都市の実現」 「2 再生可能エネルギーの導入拡大」についての意見		
「これまでの主な取組」「現状と課題」について		
海外では普及により太陽光や風力のコスト低減事例がある。また火力や原子力は今後もコスト増が見込まれることを紹介すべき。	************************************	
系統制約については、技術的問題ではなく、国の制度の欠陥によることを明確にし、 整理すべきである。	-ご意見として参考とさせていただきます。	4
「あるべき姿・目標」について		
再生可能エネルギー目標を強化するとともに、大型建築物への再生エネルギー導入 義務化などの普及政策を推進すべき。また都有施設は早期に再エネ電力100%に移 行させるべき。		4
再エネ目標は、パリ会議で合意した目標実現のために上方修正し取り組むべき。	  -  今回の計画においては2030年をターゲットとして、実現可能性も考	4
あるべき姿として、もっと踏み込んで再生可能エネルギー100%自治体を目指すなどと すべきである。電気自動車の電気は再エネで賄うこととすべき。	慮しつつ、意欲的な目標設定に向けた提言を行っています。	4
2050年などの長期目標として再生可能エネルギー100%をめざすべきである。そのため、2020年には電力に占める割合を30%程度まで引き上げるべきであり、2030年目標は電気50%など、エネルギー全体でも30~40%をめざすべき		4
「あるべき姿」の熱利用の記述について、太陽熱や地中熱に加えて、下水熱や河川 水熱なども明記したらどうか	「太陽熱や地中熱などの再生可能エネルギー熱の導入」(P28)の部分に、下水熱や河川水熱も含まれており、記載は適切であるものと考えます。	1
東京で使う電気は原発に頼らず、原発電力相当分の20%を再生エネでまかなうべきである。従って導入目標は40%をこえるくらいにもっと高く設定すべきであり、福島で作った電気を使ってきた東京の責任として、倫理的にも適っている。		4
再生可能エネルギーは安価で安定的な導入が必要であり、将来のあるべき姿として、その旨明記する必要がある。また、「特定の電源に偏らないバランスの取れた導入が進んでいること」「低コストで国民負担が抑制されていること」も盛り込むべきである。	ご指摘の内容は、「あるべき姿」に向けて再生可能エネルギーの 導入拡大を進めていくための課題であると考えます。	4

意見の概要	対応案	対応
「(1)東京の特性を踏まえた導入拡大を推進」について		
先進国の大都市には再エネ100%を目指す自治体があり、都が大量普及をできない理由にはならない	東京の地域特性を踏まえ、有効な対策を実施すべきであるという 趣旨で記載しております。	4
太陽光発電の利用拡大等は屋根や土地提供者のインセンティブを高める工夫が必要。また市民共同発電所の設置支援なども併せておこなうべき		3
太陽光発電のマッチング施策は、屋根等の提供者が見つからず効果が限定的であり、提供者へのインセンティブを高める工夫が必要。都有施設の屋根貸しも進めるべき。		3
市民主体の共同発電所設置を誘引する支援策や再エネファンドを都内活動市民団体が活用できるようにすべき。	いただいたご意見は、都が参考にすべきものと考えます。	
建築物環境計画書制度を拡充強化し、2000㎡以上でも「検討」義務から設置義務に 転換すべき。またそれ以下でも「検討」義務を課すなどし、都も相談窓口の設置や研 修などで支援すべき		3
再生可能エネルギーは地域資源であり、その利用は地域の主体が優先されるべきである。東京都はこの原則を全面的に運用に適用すべきであり、例えば都有施設の率先行動、官民連帯ファンドの利用は、大手ではなく、市民や中小企業と連携すべきである。		3
FIT制度が高コストで高い国民負担になるとか、広域での技術的な系統接続制約があるなどと根拠なく記述するのは問題であり、削除を求めたい。都は、原発を優先し再生可能エネルギーを抑える政策の転換を国に求めるとともに、根拠なく系統管理会社が接続制限や給電制限を行った場合には抗議を行っていくべき。	この記述は国がFIT制度見直しにあたって課題として検討している事項です。その他はご意見として参考とさせていただきます。	4
下水熱利用について、各法改正が進み、環境が整備されている状況であることを明記して利用を促進したらどうか		3
都有施設への率先導入は当然であり、単に導入を進めるだけでなく、省エネでのトップランナー化とあわせ、2020年頃には原則として全ての都有施設でゼロエミッションビル化を目指すべきである都有施設の屋根貸しを率先して行い、市民共同発電所への提供や中小企業との連携を進めるべきである。	いただいたご意見は、都が参考にすべきものと考えます。	3
都有施設におけるエネルギーのグリーン調達の制度を強化すべきである。また、これまでのエネルギーのグリーン化の取組(グリーンエネルギー購入推進協議会、熱証書等)についても、総括し再構築を図るべきである。(同趣旨の意見を含め合計2件)		3
「(2)多面的なアプローチによる広域での導入拡大」について		
国では2016年4月より、電気料金メニューに応じたCO2排出係数を算定することを認める見込みである。都の「低炭素電力選択の仕組み」においても、料金メニューごとに低炭素電力の認定が可能となるようにすべきである。		3
電力自由化に向け、電気の出自や質に関する表示制度をつくるべきである。また、望ましい表示のためのガイドラインをつくるべきである。		3
都民の電力会社のスイッチング支援のための相談窓口を整備すべきである。また、 都施設においてもスイッチングを進め、再生可能エネルギー利用比率を高めるべきで ある。		3
都は電力小売自由化が企業・家庭の再生可能エネルギー選択の重要な機会であることを宣伝し、またエネルギー環境計画書制度を改正して電力小売事業者に適用し、電源構成、CO2排出係数を報告させ、公表すべきである。		3
再生可能エネルギー電力の購入割合向上に向けて、再生可能エネルギーを100%利用する企業や家庭への都民税などの減税、調達での優遇、固定資産税の軽減など、様々な施策を導入すべきである。		3

意見の概要 	対応案	対応
「V-1 スマートエネルギー都市の実現」 「3 水素社会の実現に向けた取組」についての意見		
水素エネルギーを災害発生時の動力源として活用することはまだ検証段階であり、そ のような記載は時期尚早ではないか	水素エネルギーの意義として、将来的な活用も含めた記載をして おります。なお、既に市販されている燃料電池自動車は家庭等へ の電力供給が可能であり、災害発生時の電力源としての活用が 期待されています。	4
水素は二次エネルギーであり、新たなエネルギー供給源の確保という表現は不適切である。水素の製造方法等によって環境負荷も大きく異なり、必ずしも環境負荷の低減とは言えない。そういしたビジョン等が不明確のまま補助金等で税金が使われていることは現時点での優先順位として問題である。(同趣旨の意見を含め合計3件)	現状ではご指摘のような議論もあることは事実ですが、「あるべき姿」(P31-32)にもあるとおり、将来的には再生可能エネルギー由来のCO2フリー水素を最大限活用した社会を実現すべきと考えています。その他にも、水素エネルギーの普及には多くの利点があり、まずは普及初期の課題解決と認知度向上等が重要であるとしています。	4
CO2フリー水素の活用に向けては、「研究開発」を強力に押し進めるための支援策が 必要であることを盛り込むべき	「CO2フリー水素の活用推進」(P33)に、「都内事業者の先導的な再生可能エネルギー由来水素の導入を支援する」旨記載しており、継続的な支援を行うことで、CO2フリー水素の技術開発にも寄与できるものと考えます。	1
「V-2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進」 「1 「持続可能な資源利用」の推進」についての意見		
	事業系の廃プラスチック類の埋立ゼロは、2Rとマテリアルリサイクルを推進するとともに、サーマルリサイクルも推進することで実現したものです。	
めの薬物による環境負荷等の代償がある。 発プラスチック処理については独立した項目で対策すべきである。	廃プラスチック処理に関して独立の項目は立てませんが、「レジ袋の削減等使い捨て型ライフスタイルの見直し」(P36)に、使い捨て製品の使用抑制等の推進について記載しており、「都内の区市町村、販売事業者団体等、NGO/NPOとのネットワークを構築し、レジ袋の有料化など具体的な取組について検討すべき」旨を具体的に記載します。	P5
一般廃棄物のリサイクル率を、2020年度に27%、2030年度に37%に向上させるとい う目標は低い。	3Rは今後一層推進すべきですが、中間まとめに記載の目標は適切であると考えます。	4
昭和30~40年代位の暮らし方を見直す。	ご意見として参考とさせていただきます。	4
フードバンクの取組を社会全体に広めることができないか。	「食品ロス削減の促進」(P36)に、「フードバンクの活用を進めるほか、区市町村やNGO/NPOと連携した普及啓発等により、食品ロスの削減に取り組むべき」と記載しています。	1
自治体や販売事業者団体、市民団体等と協議会の設置、協定締結により、レジ袋有 料化を実施すべき。ペットボトルのデポジット制を導入すべき。(同様の趣旨の意見を 含め合計5件)	「レジ袋の削減等使い捨て型ライフスタイルの見直し」(P36)に、レジ袋の削減を推進すると記載しており、「都内の区市町村、販売事業者団体等、NGO/NPOとのネットワークを構築し、レジ袋の有料化など具体的な取組について検討すべき」旨を具体的に記載します。ペットボトルに関しては、マイボトル等リユース容器の使用を引き続き呼びかけていきます。デポジット制度を導入すべきというご指摘については、都が参考にすべきものと考えます。	② P5
リュース食器の利用を促進して欲しい。また、食器の持参や使い捨て食器の有料化 を進めて欲しい。	「レジ袋の削減等使い捨て型ライフスタイルの見直し」(P36)に、「リユース容器の使用拡大を進めるべき」と記載しています。	1
不用品のリユースを促進する取組を支援して欲しい。(同様の趣旨の意見を含め合 計2件)	「レジ袋の削減等使い捨て型ライフスタイルの見直し」(P36)に、都民のライフスタイルの転換を促す気運を高めるための広報・普及について記載しており、3R等に関して取り組むべき旨を具体的に記載します。	② P5
「施策の方向性」として「使い捨て型ライフスタイルの見直し」を掲げていることは評価できる。 マイバッグ利用、レジ袋の有料化ないし禁止、計り売り店舗の設置などの取組を推進 し、プラスチック類の使用抑制につなげることが可能である。	「レジ袋の削減等使い捨て型ライフスタイルの見直し」(P36)に、使い捨て製品の使用抑制等の推進について記載しており、「都内の区市町村、販売事業者団体等、NGO/NPOとのネットワークを構築し、レジ袋の有料化など具体的な取組について検討すべき」旨を具体的に記載します。	<b>②</b>
「木材の持続可能な利用」及び「持続可能な調達の推進」を進めるための手法として 「フェアウッド調達」を提案する。	「木材の持続可能な利用」(P36)に「国産材や森林認証木材の利用を促進し、違法伐採木材・非持続可能な木材の排除を進めていくべき」と記載しています。 ご指摘のフェアウッド調達の手法については、都が参考にすべきものと考えます。	(3
多摩地域では家庭ごみ有料化が進んでいる。23区においても家庭ごみ有料化を義務 化して、リサイクル率を上げるべきである。	東京都廃棄物審議会での議論に合わせて、「区市町村行政への 支援」(P37)に、「家庭ごみ全面有料化未実施の区市町村に対し 議論を促すべき」旨を記載します。	② P5
生ごみの分別収集、資源化に向けた施策を講じていただきたい。(同様の趣旨の意見を含め合計2件)	いただいたご意見は、都が参考にすべきものと考えます。	(3
事業者の意識改革に東京がリーダーシップを発揮し、先進的な資源化、リサイクル等 の取組を広めて欲しい。(同様の趣旨の意見を含め合計2件)	排出事業者の取組は、「中間のまとめ」でも食品ロス削減(P36)や事業系廃棄物のリサイクル促進(P37)について記載しています。いただいたご意見は、都が参考にすべきものと考えます。	3

意見の概要	対応案	対応
「V-2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進」 「2 静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進」についての意見		
蛍光管、血圧計及び体温計等の水銀廃棄物の回収は事業者責任として位置付けて 欲しい。	「水銀含有廃棄物の分別排出・適正処理の促進」(P40)に、「引き続き、区市町村に対し、家庭から排出される蛍光管等の水銀使用製品の分別収集等の拡大や、事業所から排出されるものの分別収集を推進していくことで、水銀の拡散を防止するべき」と記載しています。	1
レジ袋削減や海のプラごみ汚染についても「廃プラスチック」の問題として、便利な生活がもたらす負の側面に切り込んで欲しい。(同様の趣旨の意見を含め合計2件)	東京都廃棄物審議会での議論に合わせて、「海岸漂着物対策の推進」(P40)の記述を「海ごみ発生抑制等の推進」とし、「海岸漂着ごみ」の記載を「海ごみ」とします。	② P61
「V-3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」 「1 生物多様性の保全・緑の創出」についての意見		
子どもは自然の緑の中で、他の生きものとともに育つべきである。校庭等の芝生化の 推進は止めるべきである。	校庭等芝生化には、ヒートアイランド対策、緑化対策に加え、環境 学習や地域コミュニケーションの形成促進の効果があり、引き続き 推進していくべきと考えます。	4
森林再生に当たっても、在来種植栽など生物多様性保全の視点が必要である。	「多摩の森林の針広混交林化と生物の生息・生育空間の復活」 (P49)に、「引き続き間伐や枝打ち等により森林の公益的機能を 向上させていく必要がある」と記載しており、本来存在していた広 葉樹の回復を通じ、針広混交林化を促進していくべきと考えます。	1
「V-3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」 「2 生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大」についての意見		
オガサワラシジミ等希少種保全対策を広く展開すべきである。	「小笠原諸島における、国、自治体等と連携した取組の推進」 (P54)に、「国・地元自治体・NGO/NPO等と連携しながら、外来種の排除、植生の回復、希少種の保全などの対策を推進していくべき」と記載しています。	1
「V-4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保」 「1 大気環境等の更なる向上」についての意見		
PM2.5で環境基準を達成するため、石炭火力発電所の都内建設禁止や自動車排ガス規制の強化、道路建設の中止、交通量規制等を導入すべき。	PM2.5対策は、「(1)PM2.5・光化学オキシダント対策の推進」 (P59-P62)に記載のとおり、多様な発生源に対するきめ細やかな対策を進めるとともに、近隣自治体などともに広域的な対策も推進していくべきと考えます。	1
環境影響評価項目にPM2.5を入れ、環境基準未達成地域でのPM2.5を増加させる事業は原則認めないこと。	都は、2015年1月に「東京都環境影響評価技術指針」を改定し、大気汚染に係る予測・評価物質に微小粒子状物質を追加しました。今後も、大規模な開発計画に対して配慮を要請し、PM2.5の発生抑制に向けて取り組むべきものと考えます。	4
公害健康被害者の医療費等のため都や企業の拠出する基金を創設すべき。	公害健康被害者の医療費等への対応は、現行制度を適正に運用 していくべきと考えます。	4
都営住宅のアスベスト事件を現状と課題で真摯に述べ、今後の適正を期すべき。	「(2)アスベスト飛散防止対策」(P62)に記載のとおり、対策を進めていくべきものと考えます。	1
全てのアスベストの飛散防止のため、養生内での作業とするよう条令化することが必要。	都では、スレートや建築物の塗料等の大防法対象外の建材についても条例でアスベストが飛散しないよう作業することを義務付けています。やむをえず、粉じんが飛散する作業を行う場合の措置として養生内での作業をマニュアルで示しており、その措置を怠ってアスベストを飛散させるような作業を行った場合は、条例違反となります。	4
アスベストの存在を通常利用時に点検及び届出させるよう条令改正し、都が台帳を整備すべき。	ご意見として参考とさせていただきます。	4
建設リサイクルにおいて、アスベストスレートなどが再生砕石に紛れ込まないよう罰 則等を適用すべき。	都では、解体現場への立入検査を実施しており、その際、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物(アスベスト)が適正に処理されるよう指導を行っています。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、アスベストに限らず、 廃棄物の不適正処理等が行われた場合の罰則が定められています。	4

意見の概要	対応案	対応
「V-4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保」 「3 水環境・熱環境の向上」についての意見		
名古屋市の事例などにあるとおり、水質改善用水などがヒートアイランド対策にもなる 熱利用を明記し推奨すべき。	いただいたご意見は、都が参考にすべきものと考えます。	3
「V-5 環境施策の横断的・総合的な取組」についての意見		
・23区と多摩の役割分担を明確化すべき。各地域でエネルギー自給率100%を目標と し産業振興を図り余剰エネルギーを相互に供給しあうべき。一極集中のまちづくり、 都市経営は持続可能とは言い難い。	ご意見として参考とさせていただきます。	4
次世代に環境マインドを受け継いでいかねばならない。地域での環境学習を推進するとともに都は広域的な環境学習を支援するなど環境マインド育てる積極策を求める。	次世代の人材育成等は非常に重要であり、P77に記載のとおり、 学校教育等とも連携しながらう施策の強化・充実を行うべきと考え ます。	1
学校教育にごみ減量の考え方や取組を取り入れて欲しい。	「次世代の人材育成等」(P77)に「学校教育と連携した環境学習を更に充実していく必要がある。また、水素エネルギーや資源循環関連の普及啓発施設の活用や体験する場の提供等を通じ、環境問題に直接触れ、心に残る環境学習・研修や講習を実施することで、次世代の担い手である子供たちを含む都民一人ひとりの環境意識をより向上させる必要がある」と記載しています。	1
省エネ行動のムーブメントを行政主導で進めてほしい	省エネ行動を始め、食品ロスに対する取組や水素エネルギーの 普及など、都民や事業者のみなさまの理解を得ながら、具体的な 行動に結びつき広く展開が進むよう、環境広報の充実・強化を行 うべきと考えます。	1
「VI 環境の確保に関する配慮の指針」についての意見		
予防原則に立つことが重要。電磁波や放射能による環境負荷にも配慮すべき。項目 の見直しには生物の生存権に立脚した新たな視点が必要と考える。	ご意見として参考とさせていただきます。	4